

オンライン請求を開始されていない訪問看護ステーションの皆様へ

オンライン請求の義務化

オンライン請求については、令和6年12月（令和6年12月請求分）から義務化となります。まだ申請等されていない訪問看護ステーションにおかれましては、早期にご準備をお願いします。

なお、オンライン請求の義務化に当たっては、やむを得ない事情がある訪問看護ステーションについて、期限付きの経過措置が設けてられています。以下の届出のページ等からご確認くださいませようお願いします。

オンライン請求を開始された訪問看護ステーションの皆様へ

当月に請求があったレセプトの返戻や各種帳票は、オンラインにより配信されますが、当月分として支払が行われた後、資格過誤等により返戻される場合には、紙で返戻が行われます。（社保・国保共通の仕様）

紙で返戻される場合には、本会から紙レセプトと返戻付せん（再審査等請求内訳書）のみをお送りしますので、返戻された紙レセプト等に請求書を添付して再請求を行っていただきますようお願いします。（通知書はオンラインにより配信されます。）

また、オンラインにより配信される返戻レセプトや各種帳票は、当月と過去2か月分のみダウンロード可能です。掲載期間を経過すると削除されますので、ご留意をお願いします。

○オンライン請求の届出に係る資料について

標記資料や申請先のアドレスを掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いします。

保険医療機関等の皆様 > 電子レセプト請求に係る届出



○オンライン請求システムに係る資料・お問合せ先について

標記資料を掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いします。

保険医療機関等の皆様 > レセプト請求 > オンライン請求の機能について

